

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第五次昭島市総合基本計画（平成23年度～32年度）では「ともにつくる 未来になく 元気都市あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を将来都市像（まちづくりの目標）としています。

本計画においては、この将来都市像の実現に向け、障害のある人も障害のない人も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の実現に取り組みます。

共生社会の実現を図るためには、障害のある人の意思決定を適切に支援して、本人自らの選択を尊重し、自立と社会参加を基本として、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるとともに、ライフステージに応じた確かなサービスの提供と円滑に利用できる体制の整備が必要となります。

障害のある人も障害のない人も、障害の有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中でともに支え合い、笑顔で暮らしていける、「共生都市 あきしま」を実現するため、以下の基本理念を掲げ、施策の総合的な推進を図ります。

【基本理念】

【案1】※従来の計画の理念を継承

ともに支え合う共生のまちづくり

【参考】：第2期・第3期：みんなで支え合う共生のまち・昭島

【案2】※共生、地域、自立、安全・安心に生活できるまちづくりを目指す

ともに住み慣れた地域で 自分らしく
安心して暮らせる 共生都市 あきしま

ともに : 障害のある人もない人も支え合いながら暮らす

住み慣れた地域 : 地域で暮らす

自分らしく : 自立して暮らす

安心して暮らす : 安全に安心して暮らす

第2節 基本的視点

本計画の推進にあたっては、基本理念に基づき、次の5つを施策横断的な基本的視点として設定します。

◇基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会の確保に十分配慮をする中で、本人の意思決定を適切に支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

◇基本的視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が地域で自立して暮らすことができるように、必要な福祉サービスの提供に努めます。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある人がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

◇基本的視点3 障害特性等に配慮した支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害の状態やその特性、生活の状況などに応じ、それぞれの必要性をしっかりと踏まえ、個別的な支援の実施に努めます。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、障害にはさまざまな種類があり、同じ障害でもその人ごとに症状や程度が異なることや、盲ろう、重症心身障害などの重複障害や外見だけではわからない障害もあることなど、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。

◇基本的視点4 アクセシビリティの向上

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談できる環境の整備や福祉サービスなどに関する情報提供を充実させ、アクセシビリティの向上を図ります。

また、ソフト、ハードの両面におけるバリアフリーの推進に向けて、広報啓発活動による市民理解の促進に努めます。

◇基本的視点5 障害のある子どもへの支援

障害のある児童やその保護者が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の支援が、適切に、また切れ目なく提供される必要があります。

障害のある児童のライフステージに沿って、乳幼児から学校卒業まで一貫した支援の提供を図るとともに、次のステージに適切につなげていくことができるように、保育、療育、教育、就労などの関係機関の連携を進めます。

第3節 基本目標

基本理念である「〇〇〇〇〇」の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

◇基本目標1 ともに支え合う共生のまちづくり

障害のある人も障害のない人も、ともに理解し、互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援や情報提供など、必要な福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人への差別の解消に関する取組の推進に努めます。

また、地域生活の質を上げていくため、適切な保健・医療サービスの提供に努めます。

◇基本目標2 自分らしく暮らせるまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくために、自らが、必要となる支援を、自主的に選択できることが大切です。本人の意思を尊重する中で、必要なサービスを適切に提供し、障害のある人の地域生活を支援するとともに、障害のある人の地域での生活を将来に渡って支えていくため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

また、充実した日常生活が送れるように、経済的な自立に向け、希望と適性に応じた就労支援に努めるとともに、意思疎通支援や外出支援の充実により、社会活動への参加を促進します。

◇基本目標3 子どもを健やかに育むまちづくり

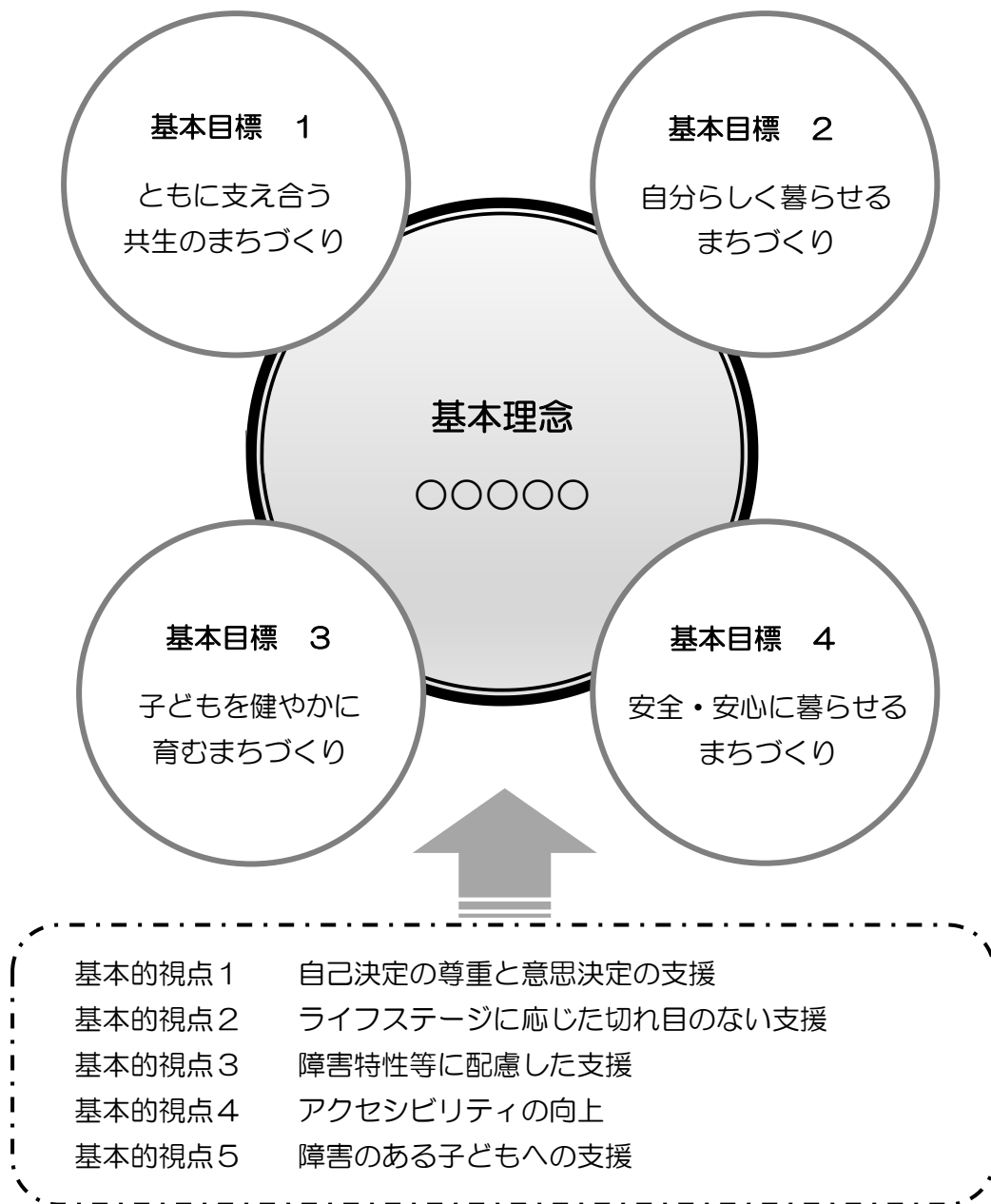
障害のある児童とその保護者が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じ、相談や療育、医療的ケアなどの支援が適切に提供されることが必要です。

障害のある児童の早期発見、早期療育や、学齢期における特別支援教育の充実などに努めます。また、児童発達支援センターを中心に、保育・療育・教育・就労などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、切れ目なく提供します。

◇基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、緊急時や災害時に必要となる対策が、しっかりと確立されていることが大切です。避難行動要支援者に対する取組や、福祉避難所の対応など、災害時対策の体制整備を進め、障害のある人の安全・安心の確保に努めます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくため、ハード・ソフトの両面からのバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを進めます。



第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス

障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の実情に合わせて区市町村が利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。また、障害のある児童を対象とするサービスとして、児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。

区市町村

◆障害者総合支援法による自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

相談支援

- ・地域相談支援（移行・定着）
- ・計画相談支援

訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

障害のある人

◆地域生活支援事業

- ・理解促進研修・啓発
- ・相談支援
- ・移動支援
- ・意思疎通支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・地域活動支援センター
- ・日常生活用具給付
- ・手話通訳者養成
- ・その他必要な支援

◆児童福祉法による障害児支援

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

障害児入所支援（東京都）

支援

都道府県

◆地域生活支援事業

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 等